

としては、「触媒酸化－非分散形赤外線分析計（NDIR）」又は「水素炎イオン化形分析計（FID）」を使用することとした（告示別表第1の第1の2）。

2 測定回数

測定の回数は、年2回以上とした。ただし、1年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が6ヶ月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が6ヶ月以上のVOC排出施設に係る測定については、年1回以上とした（規則第15条の3）。

本規定は、規制の施行の日（平成18年4月1日）から施行されるものであるが、同日時点で継続して休止しているVOC排出施設については、同日以前の継続休止期間を合算して、平成18年の測定回数を定めて差し支えない。

本規定は、継続休止期間が6ヶ月以上であれば、残余の稼働期間の長短にかかわらず、少なくとも年1回はVOC濃度の測定を義務づけるものであるが、1年を通して休止し、VOCを大気中に排出していないVOC排出施設については、VOC濃度の測定は必要ない。

3 測定の結果の記録

測定の結果は、所定の事項を記録し、これを3年間保存する必要があることとした。記録する様式は特に定めないこととした（規則第15条の3）。なお、測定の結果について都道府県知事への報告義務はないが、法第26条の規定に基づき、都道府県知事は報告を求めることができる。

4 測定を行う時間及び時期

(1) 測定を行う時間

VOCが排出される工程では、バッチ式の操業が行われる等、常に平均的な濃度でVOCが排出されるとは限らない状況が多いため、捕集バッグによる試料採取は、20分間行うこととした（告示別表第1の第4の1(3)）。

(2) 測定を行う時期

試料の採取は、一工程でVOCの排出が安定した時期とすることとした（告示別表第1の備考1）。ここでいう「一工程」としては、使用するVOCや施設の操業状況等を勘案して排出濃度が最も高くなると考えられる工程を選定することとする。

ただし、排出ガス処理装置の運転の開始時又は切り替え時等における、ごく短時間に限り特異的に高濃度の排出が生じる場合のVOC濃度については、測定値から除外することとした（告示別表第1の備考2）。

5 一施設で複数の排出口を有する場合の測定

一施設で複数の排出口を有する場合、全ての排出口において測定する方法の他、以下のいずれかの方法をとることも可能とした（告示別表第1の備考3）。

① 施設の構造等から最高濃度のVOCを排出している排出口が特定できる場合は、当該排出口において測定する。

② 各排出口からのVOC濃度を測定し、その値を以下の式のように排出ガス量で加重平均する。この場合、排出ガス量の測定は、JIS Z 8808（排ガス中のダスト濃度の測定方法）に定める方法による。なお、施設の構造等から、VOC濃度を一部の排出口で代表させることができる場合には、当該排出口におけるVOC濃度を測定すればよい。

$$\text{VOC濃度の加重平均値} = \frac{C_1 \times V_1 + C_2 \times V_2 + \dots + C_n \times V_n}{V_1 + V_2 + \dots + V_n}$$

C 各排出口のVOC濃度 V 各排出口の排出ガス量 n 排出口の数

6 フレアスタック処理に係る特例

フレアスタック（グランドフレアを含む。）により排出ガスを燃焼処理している場合には、測定が不可能であるため、VOC濃度を測定する必要はなく、排出基準に適合しているものとみなすこととした（告示別表第1の備考4）。排出ガスをボイラー等で燃焼処理している等、測定が可能なものについては、測定が必要となるので留意されたい。

7 貯蔵タンクに係る特例

貯蔵タンク（排出ガス処理装置を設置しているものを除く。）にあっては、非常に高濃度のVOCが排出されるため、災害を防止する観点から、計算により求めたVOC濃度をもって測

定に代えることができることとした（告示別表第1の備考5）。

8 複数のVOC排出施設に係る測定

(1) 複数のVOC排出施設から集合煙突を通じて排出されるVOC濃度は、集合煙突単位ではなく、個々の施設ごとに測定することが原則であるが、測定対象施設以外の施設を停止させて集合煙突におけるVOC濃度を測定してもよい。

(2) 複数のVOC排出施設のVOCを集合して排出ガス処理装置で処理している場合のVOC濃度は、各施設の出口におけるVOC濃度を測定し（測定が著しく困難な場合には計算により算定することも可。）、それに以下の係数を乗じたものとする。

係数 = $1 - \text{処理効率} = \text{処理装置出口のVOC濃度} / \text{処理装置入口のVOC濃度}$

9 自主測定に係る取扱い

上記の義務的な測定以外に、VOC排出者が自主的に検査をする場合や、都道府県がVOC排出施設の概況を把握するために検査をする場合には、告示に定める測定法以外の簡便な測定法を用いることを妨げるものではない。

第11 事業者の責務

規制の対象となるVOC排出施設の排出口からの排出の抑制のみならず、VOCの排出又は飛散の抑制のために必要な措置を幅広く講じることを事業者の責務とした（法第17条の13）。

VOCは、屋外塗装などの屋外作業に伴って飛散するもの、排出口以外の窓等の開口部から排出されるもの及びVOC排出施設以外の施設から排出されるものも多くある。これらについては、本条及び法第17条の2に規定する施策等の実施の指針を受けて、事業者の自主的取組で対応することとしている。

地方公共団体におかれても、事業者の自主的取組を促進するため、適切な支援等の措置を講ずるよう努められたい。

第12 国民の努力

VOCの多くは、塗料・インキ等の溶剤として使用されているが、近年、VOCを含有しない、又はVOCの含有量が少ない塗料・インキ等（以下「低VOC塗料等」という。）が開発されている。このことにかんがみ、国民が塗料等を使用するに当たっては、低VOC塗料等を選択することにより、日常生活に伴うVOCの大気中への排出又は飛散を抑制することに努めなければならないこととした（法第17条の14前段）。

また、製品製造時における低VOC塗料等への転換は、これを用いて製造される製品の外観等に影響を及ぼすため、国民からの厳しい要求に耐えられないことがある。また、排出ガス処理装置の導入は、事業者にとって多額の環境投資を必要とし、製品の価格を上昇させる可能性がある。このことにかんがみ、国民が製品を購入するに当たっては、これらのVOC排出抑制対策に取り組んでいる事業者が提供する製品（以下「低VOC製品」という。）を選択すること等により、VOCの大気中への排出又は飛散の抑制を促進することに努めなければならないこととした（法第17条の14後段）。

地方公共団体におかれても、国民の理解を深め、低VOC製品を優先的に購入・調達する動きが拡大するよう、適切な措置を講ずるよう努められたい。

第13 緊急時の措置

1 協力要請

都道府県知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康等に係る被害が生ずるおそれがあると認める場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、VOCを排出し、又は飛散させる者であって、当該大気の汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、VOCの排出量又は飛散量の減少について協力を求めなければならないこととした（法第23条第1項）。

これは、大気汚染物質を排出する者に対して広く協力を求める趣旨であり、従来より、ばい煙規制に関して規制対象者以外にも適用させていたことから、VOC規制に関しても、規制対象となるVOC排出者のみならず、広くVOCを排出し、又は飛散させる者を対象とすること

とした。

2 命令

都道府県知事は、気象状況の影響により大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康等に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態がVOCに起因する場合にあつては、VOC排出者に対し、VOC濃度の減少、VOC排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命じることとした（法第23条第2項）。

これは、人の健康等に重大な被害が生ずる場合に施設の使用制限等を命ずる趣旨であり、従来より、ばい煙規制に関して、規制対象者に対してのみ適用させていたことから、VOC規制に関しても、規制対象となるVOC排出者のみに対し、規制対象物質であるVOC濃度の減少、VOC排出施設の使用の制限等に限って適用することとした。

第14 報告及び検査

1 報告徴収

VOC排出規制の実効性を確保するため、環境大臣又は都道府県知事は、VOC排出施設を設置している者に対し、VOC排出施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、VOC排出施設を設置している者の工場若しくは事業場に立ち入り、VOC排出施設その他の物件を検査させることができることとした（法第26条）。

報告徴収の対象である「VOC排出施設の状況その他必要な事項」の具体的事項としては、以下のとおりである（令第12条第4項）。

- ・VOC排出施設の構造
- ・VOC排出施設の使用の方法
- ・VOCの処理の方法
- ・VOC濃度
- ・法17条の4第2項の環境省令で定める事項（VOCの排出の方法等）

2 立入検査

立入検査の対象は、VOC排出施設及びその関連施設並びに関係帳簿書類である（令第12条第4項）。「その関連施設」とは、VOC排出施設を含む製造又は加工工程において用いられるVOC排出施設以外の機械若しくは装置又はVOCを処理し若しくはその飛散を防止するための施設等をいう。

第15 適用除外

従来から電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気工作物、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物及び鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第13条第1項の施設については、ばい煙発生施設、特定粉じん発生施設等に関する以下の規定が適用除外とされ、これらの法律の相当規定の定めるところによってされてきたことから、VOC排出施設についても同様の適用除外を設けることとした（法第27条）。

- ・VOC排出施設の設置、変更又は使用の届出
- ・VOC排出施設の設置又は変更に係る計画変更命令等
- ・届出後60日間における実施の制限
- ・氏名の変更及び承継の届出

改善命令等（法第17条の10）及び緊急時の措置（法第23条）については、適用除外とはされていないので留意されたい。

第16 資料の送付等の協力要請等

都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、VOC排出施設の状況等に関する資料の送付その他の協力を求め、VOCによる大気の汚染の防止に関し意見を述べるができることとした（法第28条第2項）。

第 17 環境大臣の指示

ばい煙発生施設等に係る計画変更命令等及び改善命令等と同様、環境大臣は、大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は法第 31 条第 1 項の政令で定める市の長に対し、VOC 排出施設に係る計画変更命令等及び改善命令等に関し必要な指示をすることができることとした（法第 28 条の 2）。

第 18 政令で定める市の長による事務の処理

VOC に係る規制事務を行う市については、ばい煙及び粉じんに係る規制事務とは異なり、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市のみとした（法第 31 条第 1 項、令第 13 条第 2 項）。これは、実態として、VOC の規制対象施設は、一部の油槽所を除き、工場しか想定されないからである。

ただし、VOC の常時監視及びその結果の環境省への報告（法第 22 条）並びに VOC による大気汚染状況の公表（法第 24 条）については、他の大気汚染物質と同様に、令第 13 条第 1 項で定める市も行うこととした。

第 19 条例との関係

法は、VOC に係る以下の事項に関して、地方公共団体が条例で規制を設けることを妨げるものではないこととした（法第 32 条）。

- ・ VOC 排出施設について、その VOC 排出施設に係る VOC 以外の物質の大気中への排出
- ・ VOC 排出施設以外の VOC を排出する施設について、その施設に係る VOC の大気中への排出

これは、従来からのばい煙及び粉じんに係る規制の場合と同様に、条例によるいわゆる「横出し規制」を妨げるものではないと入念的に規定したものである。

ただし、条例を制定する場合にあっても、法第 17 条の 2 に規定する施策等の実施の指針を勘案し、規制と事業者の自主的取組とを適切に組み合わせて、効果的な VOC の排出及び飛散の抑制を図ることを旨とされたい。

第 20 罰則

VOC 排出施設に係る各種の違反については、特定粉じん発生施設に係る違反と同じ水準の罰則を科することとした（法第 33 条等）。

ばい煙規制とは異なり、排出基準違反を直ちに罰する（直罰）のではなく、改善命令等違反をした場合に罰する（間接罰）こととしている。これは、VOC 規制が、VOC の人の健康への直接の有害性に着目したものではなく、大気中において浮遊粒子状物質及びオキシダントを生成する反応を経て人の健康等に影響することを防止する趣旨であり、人の健康への直接の有害性に着目したばい煙規制とは趣旨が異なるためである。

第 21 施行期日等

1 定義関係

法第 2 条に規定する定義に係る規定等については、平成 17 年 6 月 1 日から施行する（大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令）。

これを受け、法第 2 条に基づき定めた大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年 5 月 27 日政令第 189 号）についても同日から施行する。

定義に係る規定をいち早く施行したのは、平成 17 年度より VOC 排出抑制設備に対する税制優遇措置が開始されるところ、当該 VOC 排出抑制設備は、法第 2 条第 5 項に規定する VOC 排出施設から排出される法第 2 条第 4 項に規定する VOC の排出を抑制する設備に限定されており、これらの範囲を早期に有効にする必要があったからである。

2 規制関係

VOC の排出の規制に係る規定については、平成 18 年 4 月 1 日から施行する（大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令）。

これを受け、VOC の排出の規制の細目について定めた大気汚染防止法施行令の一部を改正